

# 平成20年第1回防府市議会定例会会議録（その7）

平成20年3月24日（月曜日）

---

## 議事日程

平成20年3月24日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 議案第15号 防府市後期高齢者医療に関する条例の制定について  
（教育民生委員会委員長報告）
- 5 議案第20号 防府市立保育所設置条例中改正について  
（教育民生委員会委員長報告）
- 6 議案第22号 防府市国民健康保険条例中改正について  
（教育民生委員会委員長報告）
- 7 議案第25号 平成20年度防府市一般会計予算  
（各常任委員会委員長報告）
- 8 決議第 2号 平成20年度防府市一般会計予算に関する附帯決議（追加）
- 9 議案第26号 平成20年度防府市競輪事業特別会計予算  
（総務委員会委員長報告）
- 議案第27号 平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算
- 議案第33号 平成20年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第35号 平成20年度防府市老人保健事業特別会計予算
- 議案第36号 平成20年度防府市介護保険事業特別会計予算
- 議案第37号 平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算  
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 議案第28号 平成20年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度防府市青果市場事業特別会計予算  
（以上経済委員会委員長報告）

議案第 32 号 平成 20 年度防府市公共下水道事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 20 年度防府市水道事業会計予算

議案第 39 号 平成 20 年度防府市工業用水道事業会計予算

(以上建設委員会委員長報告)

10 議案第 41 号 防府市議会委員会条例中改正について

11 決議第 1 号 市民生活を支える道路整備財源の安定的な確保を求める要望決議

12 議員派遣について

13 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

出席議員(29名)

1 番	原 田 洋 介 君	2 番	高 砂 朋 子 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	山 本 久 江 君
5 番	弘 中 正 俊 君	6 番	藤 本 和 久 君
7 番	河 杉 憲 二 君	8 番	松 村 学 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	横 田 和 雄 君
11 番	深 田 慎 治 君	12 番	馬 野 昭 彦 君
13 番	大 村 崇 治 君	14 番	今 津 誠 一 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	平 田 豊 民 君
17 番	木 村 一 彦 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	山 根 祐 二 君	20 番	伊 藤 央 君
21 番	藤 野 文 彦 君	22 番	山 下 和 明 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	中 司 実 君
25 番	山 田 如 仙 君	26 番	久 保 玄 爾 君
27 番	河 村 龍 夫 君	28 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君			
会計	管理	者	内藤和行君	財務	部	長	吉村廣樹君		
総務	部	長	浅田道生君	総務	課	長	柳博之君		
生活	環境	部	長	黒宰満君	産業	振興	部	長	桑原正文君
土木	都市	建設	部	長	金子正幸君	理	事	島本正輝君	
健康	福祉	部	長	山下陽平君	教	育	長	岡田利雄君	
教育	委員会	参	事	恵藤豊君	水道	事業	管理	者	中村隆君
水道	局	次	長	阿部勝正君	消	防	長	松永政己君	
監	査	委	員	和田康夫君					

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

---

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2番、高砂議員、3番、重川議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

---

あいさつ

議長(行重 延昭君) この際、さきの本会議において、防府市監査委員に選任されました竹下勝美氏のごあいさつを受けます。

〔監査委員 竹下 勝美君 登壇〕

監査委員(竹下 勝美君) 皆さん、おはようございます。私、この4月から、当市の監査委員に選任されることになりました竹下でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

久しぶりにこのような場に立ちまして、いささか緊張しておりますが、一言ごあいさつ

をさせていただきます。

ここ数年来、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況で、そのような中で、昨年6月には地方公共団体の財政健全化法が制定されたと聞いております。また、財政だけでなく、行政に関する問題も、情報公開制度のもとですべて白日のもとにさらされ、何かあると、社会的批判の目が向けられる状況でございます。

監査におきましても、従来にも増して経済性、効率性等を重視し、より充実した監査が求められており、その職責の重さを痛感しているところでございます。これらの職の遂行に当たりましては、私の今までの経験を多少なりとも活かしながら、誠実、公正に行ってまいりたいと思っております。

どうか皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。(拍手)

---

議長(行重 延昭君) この際、水道局次長より、発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので発言を許します。水道局次長。

水道局次長(阿部 勝正君) 去る、3月4日に開催されました本会議におきまして、藤本議員の一般質問に対する答弁の中で、一部、事実と異なる発言をいたしましたので、おわび申し上げますとともに、申し出書のとおり、取り消しをお願いいたします。申しわけございませんでした。

議長(行重 延昭君) お諮りいたします。ただいま水道局次長より、3月4日の本会議における藤本議員の一般質問に対する発言について、その一部を取り消したい旨の申し出がございました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、水道局次長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時 3分 休憩

---

午前10時 4分 開議

議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

---

市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより、市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 住民訴訟の応訴について御報告申し上げます。

この訴えは、昨年11月に住民監査請求をされ、その監査結果に不服があるとして、2月27日に、小川康博氏ほか2名から、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、防府市長を被告として山口地方裁判所に提出されたものでございます。

訴えの内容は、防府競輪場に設置している自動湯茶接待機に使用のお茶原液及び紙コップを、防府市が株式会社松うらから購入した際の契約につき、随意契約の制限に関する法令に違反し、及び談合が行われたとして、防府市長は、契約の相手方に対し、不当利得返還請求を、また、市長個人に対し、損害賠償請求をすべきであるとするもの、並びに防府市長が、これらの不当利得返還請求及び損害賠償請求を怠っていることが違法であることの確認を求めるというものでございますが、市といたしましては、本訴状の内容は承服しがたいものでございますので、市の顧問弁護士であります中山弁護士をこの訴訟の代理人に委任し、これに対応してまいります。

なお、訴訟に早急に対応する必要がございますので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただきたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） ないようですので、進行いたします。

---

議案第15号防府市後期高齢者医療に関する条例の制定について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第15号を議題といたします。本案は教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第15号につきまして、去る3月12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から始まる、後期高齢者医療制度の事務を行うため、市において行う事務、市の保険料徴収の対象となる被保険者、普通徴収に係る納期、国の激変

緩和措置に伴う被扶養者であった被保険者に係る平成20年度における納期の特例等について規定するため、条例を制定しようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「後期高齢者医療制度に加入することになる人数はどのくらいか」との質疑に対し、「防府市からは、1万5,100人の方が後期高齢者医療制度に加入されることとなります。このうち、国民健康保険からは1万3,000人、被用者保険からは2,100人程度が加入されると考えております」との答弁がございました。

また、「国民健康保険から移行される75歳以上の方の保険料はどうなるのか」との質疑に対し、「国民健康保険から後期高齢者医療に移行された場合、試算では、1人世帯の場合は若干安くなりますが、2人世帯以上では、今までよりも多少保険料が高くなります」との答弁がございました。

「これまで国民健康保険には、自治体の独自軽減があったが、後期高齢者医療については、防府市において独自の軽減措置はあるのか」との質疑に対し、「市独自の軽減は考えておりません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「基本的には国の制度であり、県の広域連合の条例で枠組みがつけられることになるが、収入の少ない高齢者にとって保険料がこれまで以上の負担になることや、子どもの扶養になっていたために、これまで保険料の負担がなかった人も、今回から負担しなければならず、また2年間の軽減措置の対象となるのは、防府市では、わずか14%に過ぎないこと。また、滞納すると保険証を取り上げられることや、保険料の見直しが行われる2年ごとに、保険料が上がることで懸念されることなどがあり、承認しがたい」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） ただいま議題となっております、議案第15号防府市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対をいたしたいと思っております。

これまでも、さまざまな機会に明らかにしてまいりましたけれども、後期高齢者医療制度というのは、第1に、75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、ほかの世代と切り離れた医療保険制度に加入させる。

第2に、75歳以上のすべての人から保険料を徴収する。年金額が月1万5,000円以上の人は保険料を年金から天引きする。

3番目に、保険料滞納者からは保険証を取り上げ、資格証明書を発行する。

第4番目に、診療報酬を現役世代とは別立てにして、保険で受けられる医療に制限をつける等々、差別医療の導入を検討している。

5番目には、65歳から74歳の高齢者の国保料を年金から天引きする。

6番目には、70歳から74歳の患者の窓口負担を1割から2割に引き上げる。等々を内容としております。

この制度のねらいについて、厚生労働省の担当者は次のように述べています。「年齢別に見ると、一番医療費がかかっているのが後期高齢者である。この部分の医療費を適正化していかなければならない」。

特に、終末期医療の問題については、「後期高齢者が亡くなりそうになり、家族が1時間でも1分でも生かしてほしいと要望して、いろいろな治療がされる。それがかさむと500万円とか1,000万円の金額になってしまう。こうして延命を求めることが医療費膨張の原因であり、問題だ」と、このように言っておるわけであります。

これは、「高齢者の医療の確保に関する法律の解説」という本で、著者は、この制度の創設にかかわった高齢者医療制度施行準備室室長補佐の土佐という方が言われております。まさに、これは、長生きは罪悪である。こういうふうに取り取らざるを得ないような制度でありまして、決して許すことはできないと思います。

国の責任ではありますが、この条例制定に賛成することはできない旨、討論をしたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 議案第15号防府市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

小泉内閣時代の2006年6月に成立した医療制度改革関連法により、「世代間の公平な負担を維持し、後期高齢者の生活実態等を踏まえて生命と安全を守り、高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供する」という名目で、国はこの4月1日から後期高齢者医療制度をスタートさせようとしています。

この制度には、75歳以上の全高齢者の加入が強制され、都道府県ごとに全市区町村が加入して設立された広域連合が、資格の管理、保険料の決定、医療の保険給付等の事務を行い、また、市区町村が、保険料の徴収や資格の取得・喪失に係わる窓口事務、被保険者の便益増進の取り組みや事務を担当することになっております。しかし、この制度に対する反対や疑問の声は高まるばかりであり、凍結や見直し、中止を求める動きが強く出され

ております。

問題点としては、第1に、収入の少ない高齢者にとって、保険料が過重な負担になるということ。第2に、保険料を滞納すると保険証が取り上げられるということでありまして。これまでは、75歳以上の人からは、障害者や被爆者と同じく保険証の取り上げが禁じられておりましたが、今後はこのような人道的な配慮もなくすということでありまして。

第3に、医療機関に支払われる後期高齢者の診療報酬を別立ての新体系にするということで、医療の差別が行われるということが言われております。

第4に、保険料の基準と、その2年ごとの見直しがされるということが制度化されておるということでありまして。

第5に、保険料は後期高齢者医療広域連合が条例で決めるために、一般財源を持たない広域連合では、これまでのように自治体独自で減免措置を講じてきたようなことができなくなるということでありまして。

第6に、住民の声が届きにくくなる制度であるということでありまして。広域連合の議員数は制限されておるため、すべての市・町から議員を出すことができない現状になっております。議員は、各市と町の長及び議会の議員のうちから選ばれるということになっており、直接選挙でないことから、後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとなっておりません。

以上の点だけを考えても、後期高齢者医療制度は、「生命と安全を守り、高齢者の心身の特性にふさわしい制度」というかけ声とは裏腹に、実際は高齢者の生活実態を無視し、新たな犠牲を強いる制度だと言わざるを得ません。

本条例案は、この後期高齢者医療制度を実施するため、市にかかわる事務について定めるものであり、反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第15号については、委員長報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第20号防府市立保育所設置条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第20号を議題といたします。本案は教育民生委員会に付

託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第20号につきまして、去る3月12日、委員会を開催し、審査しましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、防府市行政改革委員会の答申を受け、本市の設置する保育所について、平成21年3月末をもって三田尻保育所及び西須賀保育所について市立保育所としての設置及び運営を廃止し、社会福祉法人へ移管することにしており、これに伴う条例の改正をしようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「市の第3次行政改革後期計画の推進計画の中に、「特に保護者の同意を得ることは重要な条件なので、必要に応じ説明を行う」とあるが、保護者の同意はどのような形で得るように考えているのか」との質疑に対して、「保護者に対しましては、これまでも保護者説明会を実施してまいりました。また平成20年4月からの合同保育の中で、市と保護者の代表と受託先法人の3者で協議を行い、覚書を結んでまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「平成21年4月の民間移管後に、保育士の人数はどうなるのか。また、保育の質が下がることはないのか」との質疑に対して、「保育士の人数は、児童数により決まりますので、現在よりも少なくなる可能性もございます。保育の質を保つということは重要に踏まえておりますことから、今の西須賀保育所・三田尻保育所の保育内容を受託法人の正職員と1年間をかけて、合同保育を実施して、引き継いでまいります。また、民間の保育所も国の基準の中で実施をしてきたという実績もございますので、人数の変化がそのまま保育の質の低下につながるとは考えておりません」との答弁がございました。

また、「公の責任として、保育というものは民間に全部任せてもいいと考えているのか」との質疑に対して、「児童福祉法第24条に、保育の実施は市町村がしなければならないとあります。防府市では、民間の認可保育所のすべてを社会福祉法人が運営しておりますが、その部分についても、公立・私立に関係なくすべて市に実施責任がありますので、責任を放棄したということではございません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「行政側が市民や保護者、議会の同意を得ながら、事を進めていくという姿勢に欠けている。また、防府市の場合は公立の保育所がわずか5園であり、障害児保育などさまざまな分野で公立保育所が果たす役割があるにもかかわらず、民間移管することで、公の責任を放棄することになる。さらに、民間移管後の保育士の数は、今の公立保育所の人数を確保できないとのこと

であり、保育の質が懸念されるので、承認しがたい」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 議案第20号防府市立保育所設置条例中改正について、反対の立場から討論をいたします。

第1に、公立保育所が民間保育所とは異なった面で、障害児保育などに積極的に取り組み、果たす役割は大きいものがあります。防府市の場合、これまで公立保育所は5園しかなく、近隣の市と比べれば公立保育所の数は少なく、さらに減らす意味はないと考えます。

第2に、今回の民間移管は、行政の計画を、市民にも議会にも明らかにすることなく進められ、問題があるということでもあります。

議会については、平成19年9月に説明がありましたが、既に平成16年12月に三田尻・西須賀2園を移管するとして市保育協会に示しながら、議会には2年9カ月間報告がありませんでした。また、平成18年12月に民間移管のタイムスケジュールなど、移管の計画案をつくりながら、これも報告がありませんでした。平成19年3月に、移管先法人が決まりながら、これも報告が半年近くありませんでした。また、市広報でも、平成14年12月15日号に記述されておりますが、平成18年度まで検討する等の内容であり、具体的な移管の計画は示されておられません。

このような形で、行政の計画が市民にも議会にも十分に明らかにすることなく進められたことは、問題があると思います。

第3に、市行政改革後期計画では、保護者の同意が重要な条件と推進計画で示しながら、その同意がないままこの条例改正案を提出したことは、問題があります。

以上の理由から、反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 議案第20号防府市立保育所設置条例中改正について、反対をいたしたいと思います。

先ほども述べられましたが、平成19年8月の第3次行政改革後期計画におきましても、「特に、保護者の同意を得ることは重要な条件云々」と書いてあります。ところが、三田尻保育所保護者会からも、議会や当局に対して、「時間をかけて、保護者一人ひとりが十分納得のいく説明をしていただきたい。保育所民間移管に関する議案提出や条例改正が行わ

れないことを強く望みます」、こういう陳情が出ているとおりでありまして、保護者の同意は、現段階で得られているとは決して言えない状況であります。

これに対して当局は、この4月からの合同保育の中で同意を得ると、こういう答弁をされておりますけれども、これは、この議会でこの議案が可決されることを前提とした合同保育でありますから、まさに順序があべこべでありまして、合同保育の中で同意を得るとするのは、この議案の可否について、順序があべこべだというふうに思います。

また、当局は民間移管をしても保育の質は変わらないと、こういうふうに強調しておられますけれども、これまでの当局の御答弁でも、「合同保育が終わった後、完全に民間移管が実現した後の保育士の人数は、現行の私立保育所よりも減ることが予想される」と、はっきり答弁されております。すなわち、保育の質が低下することは避けられない。

また、民間では主として人件費を抑制するという点から、若い保育士さんが中心の年齢構成になっております。これでは、ベテランと若手がバランスよく組み合わせられて、一つの保育士集団を構成する、よりよい保育をしていく、こういう点からも問題があるというふうに言わざるを得ません。

以上の理由によって、この条例改正に反対をいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第20号については、委員長報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第22号防府市国民健康保険条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第22号を議題といたします。本案は教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第22号につきまして、去る3月12日、委員会を開催し、審査しましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、保険料の基礎賦課限度額を引き下げるとともに、保険料の賦課額に後期高齢者支援金等賦課額を加え、国の基

準に準じて、その算定方法等を規定するもの及び後期高齢者医療制度の実施に伴う保険料の軽減措置を定めようとするものなどでございます。

審査の過程におきまして、「平成20年度の保険料は、平均的な世帯でどのくらい上がるのか」との質疑に対して、「例えば、所得を200万円として計算した場合、1人世帯の場合13%上がります。2人世帯の場合で配偶者の方の所得をゼロと考えた場合は、15.85%、3人世帯で16.8%程度上がると考えています」との答弁がございました。

また、「賦課限度額の合計が68万円になるが、賦課限度額に到達する人たちの所得と世帯数は、どれくらいになるのか」との質疑に対して、「一般医療分の限度額47万円に到達する所得は523万円で、世帯数は約500世帯です。介護分の限度額9万円に到達する所得は383万円で、530世帯です。後期高齢者支援金分の12万円の限度額に到達する所得は645万5,000円で、330世帯が、それぞれ限度額に到達すると算定しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「後期高齢者医療制度の発足に連動して、全世帯に対して保険料が上がり、しかも上がり方が金額的に大きなものであること。あわせて賦課限度額も上がることから、今でも高いと言われている保険料がさらに上がること。また、国は、資格証明書の発行等で滞納者の増加を抑えようとしているにもかかわらず、払えない人は増加している。さらに、こんなに保険料を上げてくるということは、制度が成り立っていかなくなっているのではないか。一般会計からの法定外の繰り入れを増ふやしてでも、負担増をさせないような工夫ができないものかという意見もあることから、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） ただいま議題となっております、議案第22号防府市国民健康保険条例中改正について、反対をいたしたいと思っております。

先ほどの委員長報告にもございましたが、後期高齢者医療制度の発足に伴って料率が改定され、主として新たに後期高齢者支援金というものが加わったことによりまして、1人世帯、2人世帯、3人世帯のいずれも、また、すべての所得階層にわたって合計保険料が上がります。

例えば、所得200万円の場合、1人世帯では平均13%のアップ。2人世帯では15.85

%のアップ、3人世帯では16.8%のアップと、大幅な負担増であります。

また、賦課限度額も、現在の65万円から68万円に3万円引き上がるわけであります。

また、こうしたいわゆる改悪に先立ちまして、政府の医療制度改革によって、今年4月から、来月からです。1つは70歳から74歳の人々の窓口負担が、1年間凍結されるわけでありますが1割から2割に引き上げられます。

また2番目には、70歳から74歳の高額療養費の自己負担の限度額、これが世帯単位で申しますと4万4,400円の現行から、6万2,100円に引き上げられる。

3番目には65歳から74歳の、いわゆる前期高齢者、この保険料が年金から天引きされることになる。

このような、さまざまな改悪が先行してやられております。現在でも、国保については高く払えない、払いたくても払えない、こういう悲鳴が市民から挙がっておるわけでありまして、これ以上の負担増、これはもう耐えられない。

この責任は、主として国の制度改悪にあるわけでありますが、この条例改正には反対せざるを得ないということ、を、討論しておきたいと思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 議案第22号防府市国民健康保険条例中改正について、反対の立場から討論をいたします。

今回の条例改正は後期高齢者医療制度の導入に伴うもので、保険料については、介護分についてはこれまでどおりであるものの、医療分と新たにできた後期高齢者支援金分をあわせて、その内容を介護分を除いて比較いたしますと、平等割額は2万4,400円が3万1,800円へ、均等割額は2万8,000円が3万6,500円へ、所得割率は8.9%が10.0%へ、また限度額は56万円が59万円へ引き上げられております。これに、これまでどおりの介護分負担が加わるわけでありますが、既に国保料の負担は市民の負担能力の限界を超えており、このように高い国保料となれば、国保制度そのものが空洞化して成り立たなくなります。

国の制度で難しい面はありますが、下水道特別会計に倣い、市は可能な限り一般会計からの繰り入れ等をしてこの負担を軽減していくという努力が必要であり、この引き上げには賛成しがたい旨、態度表明いたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第22号については、委員長報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第25号平成20年度防府市一般会計予算

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第25号を議題といたします。本案は関係常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

8番（松村 学君） さきの本会議において、各常任委員会に付託となりました議案第25号平成20年度防府市一般会計予算中、総務委員会所管事項について、去る3月10日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

各施策の具体的な内容につきましては、予算説明等で述べられていますので、詳細については省略させていただきます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、歳入では、「法人市民税の企業規模別の状況並びに今後の見通しはどうか」との質疑に対し、「主要法人の20社で、法人税割の約6割を占めています。予算編成時に、これらの主要法人に動向を照会したところ、多くが前年を下回るという回答でしたので、19年度収入見込みの約95%で計上しています。しかしながら、輸出関連の会社は円高等による影響も懸念されるので、注視する必要があると考えています」との答弁がございました。

また、「地方交付税が大幅な減額となっているが、中期財政見通しをどのように見直していくのか」との質疑に対し、「中期財政見通しは、当該年度の普通交付税の交付決定を受けて、毎年9月に見直しして、公表しています。地方交付税は、将来的にも厳しいことから、投資的経費等を十分に精査するとともに、財源についても検証して財政見通しを作成したいと考えています」との答弁がございました。

次に歳出関連では、「次期総合計画策定業務委託料の内容はどうか」との質疑に対し、「現在の第3次総合計画が平成22年度までの計画であるため、次期総合計画の策定に入る必要があります。策定に当たり、市民の皆様から御意見や御提言をいただくために設置するまちづくり委員会の開催経費、及び市民アンケートを実施するための経費を計上しています」との答弁がございました。

また、「宮市分団器庫の移転先と選定理由についてはどうか」との質疑に対し、「老朽

化により使用上支障が生じているため、佐波中学校のグラウンドの南側への新築移転を予定しています。建設予定地は市の用地であり、宮市分団の管轄区域のほぼ中央に位置していること、また、近辺に多くの分団員が居住していることから選定いたしました」との答弁がございました。

次に、「財政調整基金と減債基金の残高合計が、18年度以降、毎年10億円程度減少し、20年度末で約30億円程度の見込みとなっているが、今後の見通しはどうか」との質疑に対し、「毎年、10億円程度の財源不足が生じていますので、さらなる行政改革を進め、戦略を練って財政の立て直しを図りたいと考えています」との答弁がございました。

また、「1号館1階に設置予定の多目的トイレは、福祉部門にも近い場所となるので、市民の声を取り入れ、使い勝手がよく、喜ばれるものにしていただきたい。配偶者等からの暴力相談窓口の案内カードについては、公共施設だけでなく、民間施設へも置き場所を拡大して、啓発に努めていただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしましたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） ただいま議題となっております、議案第25号平成20年度防府市一般会計予算中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る3月12日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

当委員会の所管事項につきましては、生活環境の整備、市民生活の充実及び教育文化の振興などを図るための経費が計上されているものでございます。

具体的な内容につきましては、既に施政方針、あるいは予算説明などで述べられておりますので、省略させていただきます。

審査の過程における質疑の主なものを申し上げますと、まず、民生費において、「保育料の軽減の内容はどうなっているのか」との質疑に対して、「防府市では、保育料の月額規定を11の階層に分けております。減額割合は、1階層から3B階層までを、現行の保育料の10%、4A階層から7階層までが、現行の保育料の5%を考えております」との答弁がございました。

また、「火災警報器設置助成事業は、平成19年度からの新規事業だが、対象となる人数と、実績はどうなっているのか」との質疑に対して、「この事業の対象となります、65歳以上の独居高齢者の人数は、約3,400名でございます。実績については、平成

19年12月末現在で138名の方が、合計で170台を設置されております」との答弁がございました。

これに対して、「全国的にも独居高齢者の方の、火事による被害が問題になっているので、ぜひ、対象者の方に制度の利用について周知していただきたい」との要望がございました。

次に衛生費において、「環境学習副読本はどういった内容か」との質疑に対して、「環境学習副読本は、子ども版の環境家計簿でございまして、小学校5年生を対象といたしまして、内容は、地球温暖化問題について取り上げたいと考えております」との答弁がございました。

次に教育費において、「青少年科学館の展示更新は、どの程度なのか」との質疑に対して、「青少年科学館の展示更新については、今ある展示物は置いておくということを基本にしております。ただし、現在、2階の「自然のコーナー」に昆虫の目のコーナーがございしますが、利用者が少ないことからこの部分を取り除き、市民参加型の、高校・中学校の理科部等の発表の場にしたいと考えております。また、新たに、1階には科学の資料コーナーを設け、この10年の間に開催したいろいろな教室をデータベース化し、来館者に見ていただく映像装置を設置したり、作品を展示するケースを置くことなどを考えております」との答弁がございました。

「華城小学校・中関小学校の小学校給食調理等業務委託料の計上については、以前から問題にしているが、衛生管理について文部科学省の基準では、栄養教諭または学校栄養職員等を衛生管理責任者に定め、学校給食日常点検表により点検をすることとあるが、業務委託をした場合は学校栄養士がポイントでしか調理室の中に入れないので、直接点検することができないのではないか」という質疑に対して、「衛生管理につきましては、小学校給食の民間委託を行う業者の選定において、文部科学省、あるいは学校給食についての十分な理解を持っていることや、大量調理の実績、あるいは食中毒の実績のないことなどの条件を設定いたします。また、要求水準書の中で調理業務等の実施体制について、3年以上の実務経験を有する管理栄養士、または栄養士を業務責任者とすること。業務副責任者についても、2年以上の実務経験を有する管理栄養士を1名以上つけること。食品衛生責任者等を必ず配置することを記載します。こうしたすぐれた業者を選定することで、衛生管理の徹底と安全管理が図れる業者を委託しますので、業者はきちんと日常点検を実施されます。そして、業者が文部科学省基準の点検項目を守っているかどうかという点検は、学校栄養士が調理室に入って行えると考えておりますし、学校栄養職員の給食へのかかわり方や衛生管理については、その都度、山口労働局に確認をしております」との答弁がご

ざいました。

また、「調理員の人数については、山口労働局からの指導によると、入札の水準書に人数を書けないということであるから、文部科学省の調理員の人数の基準を守れないのではないか」という質疑に対して、「人数の特定はできませんが、文部科学省の基準を十分理解している業者を選定いたしますので、人員の配置については配慮するものと考えております」との答弁がございました。

また、「民間委託を推進していく上で、保護者、教職員、市民、議会の同意は必要ないと考えているのか」との質疑に対して、「これまでの広報によって、大多数の方々にこちらの思いを理解していただき、一応の御納得をいただいていることで同意というふうに考えたいと思っております。しかし、これからもPTA総会、保護者や教職員等の方々の会合等に出向いて説明をし、質疑応答等を行いながら理解を深めてまいります。また、再度、リーフレット、市広報、ホームページ等で方針を示し、御質問があれば、それにはお答えしていくことで、今まで以上にコミュニケーションを図りながら、御理解をいただきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「保育料の引き下げについては評価するが、高齢者を大変苦境に陥れる後期高齢者関連予算が計上されていること、給食調理等業務委託、保育所民間移管に関する経費やごみの民間委託等が計上されていること、国保料を引き下げるために国保などの特別会計へ、もっと一般会計から繰り入れをすべきであることから、この予算には承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に経済委員長の報告を求めます。中司経済委員長。

〔経済常任委員長 中司 実君 登壇〕

24番（中司 実君） ただいま議題となっております議案第25号平成20年度防府市一般会計予算中、経済委員会の所管事項につきまして、去る3月13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

当委員会の所管事項につきましては、厳しい財政状況の中、農林水産業、商工業、観光などの振興を図るための経費が計上されているものでございます。

各施策の具体的な内容につきましては、既に、施政方針あるいは予算説明等で述べられておりますので、詳細については省略させていただきます。

それでは、審査の過程における質疑、要望などの主なものを申し上げます。

まず、「竹繁茂対策事業として、新規事業で竹材利用促進事業補助金を取り入れられているがどのような事業なのか。また、市として竹繁茂対策について、ほかに具体的な取り組みがあるか」との質疑に対し、「竹炭釜を購入しようとする団体に補助するもので、補助基準額の限度は60万円ですが、その3分の1を補助するものです。今回、中浦自治会へ20万円補助いたします。また、ほかの取り組みにつきましては、現在、ボランティアで佐波川上流の植林に取り組んでいる市内団体がございますが、このように将来的には市内にも多くのボランティアを育成して竹繁茂対策に当たっていただきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「単独市費土地改良事業については、市民の期待が大きく、平成18年度は57件、約5,000万円の実績があるが、平成19年度の事業の積み残しはどのくらいあるのか。また、この予算ですべての申請の処理が可能なのか」との質疑に対し、「土地改良事業につきましては、平成19年度に71件の申し込みがございまして、今回は補助金が交付できる件数が47件で、積み残しが24件でございます。市といたしましても、予算の中で多くの件数を処理したいという考えでございますが、1件当たりの補助金額が大きいため池の改修が、平成18年度は12件、平成19年度は13件でございまして、予算的に大きな割合を占めているのが現状でございます」との答弁がございました。

次に、「サイクリングターミナルは、非常に安価で利用しやすい県内唯一の施設であるが、かなり老朽化しているように思われます。今回、修繕料が162万1,000円計上されているが、どのような修繕を考えているのか」との質疑に対し、「修繕料につきましては、緊急時の修繕料として予算を計上しております。また、大規模修繕につきましては、概算ではございますが、エアコン、外壁、屋根の雨漏り等の修繕を含めまして、最低でも6,500万円程度が必要かと考えられますので、今は緊急的な修繕のみを行い、運営を続けてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「ここを拠点に、自転車を利用して、歴みち事業につなげられないか」との質疑に対し、「御提案いただきましたような歴みち事業、あるいは今度つくりますまちの駅に比較的近い所がございますので、今後、何らかのものを考えてまいりたいと思っております」との答弁がございました。

また、「農業公社については、年会費ということで出資金の10%の350万円を毎年支払っているが、設立当初に将来的には自立して、農業公社で収支の調整ができるということで理解していた。しかし、人件費の補助金については、新年度も前年度と同額の325万7,000円が、当たり前のごとく認められているが、農業公社の方で対応ができないのか」との質疑に対して、「農業公社につきましては、現在、平成19年度の会計

途中でございますが、平成19年度については今まで以上に経営の方は改善の方向に向かっていると聞いており、3月末の農業公社の理事会で人件費の返還金の額を決め、市に戻したいという話を聞いております」との答弁がございました。

さらに、「農業公社については、経営が数年前と比べて状況がよくなっており、返還金があるとのことだが、このような状況の中で人件費についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「市といたしましては、補助金なしで事業を行うよう指導、提言等はいたしておりますが、農業というのは相手は自然ということもありまして、経営が不安定な状況もありますので、もう二、三年は補助金が必要かと考えております」との答弁がございました。

次に、「まちの駅については、平成20年度に基本計画ができていないまま実施設計業務委託料が計上されているが、その理由について改めてお聞きしたい」との質疑に対し、「まちの駅の位置決定が遅れたことにより、実際の基本計画自体が遅れて、繰越でお願いしているところでございます。平成20年度に実施設計をするに当たりまして、国への協議あるいは申請というものがございます。その時間的な経緯を考えまして、当初予算でお願いしているところでございます。5月末ぐらいまでに基本計画を完了いたしまして、実際に実施設計に取りかかるのは8月ぐらいになるのではないかと考えております」との答弁がございました。

また、「基本計画ができた時点で、市民の方々、あるいは議会の思いや意見が実際に含まれてくるのか心配されるところだが、実際に市民や議会の目に触れるような機会があるのか。また、まちの駅をつくってからの運営について、今考えていることがあるのか」との質疑に対して、「議会への協議につきましては、観光振興調査特別委員会、経済委員会、あるいは説明会で御説明なり、御意見をいただきたいと考えております。また、今年度から開催いたしております観光振興懇話会にも提示いたしまして、いろいろな御意見をいただいてまいりたいと考えております。運営でございますが、実際の運営をどこに委託する、あるいは指定管理者で行うか等については、今時点では、具体的に申し上げるものは持っておりません。まちの駅は、公的な部分を活かせるような形で考えていきたいと思っております。観光の情報提供や、観光客をまちの駅から押し出していくためのソフトについて、重視したいと思っております。これについては今年中ぐらいにまとめ、御説明ができるようなものにしていきたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「周辺店舗との競合の問題で、全面的な理解は得られていないが、今後そういう方々ともしっかりと話し合っていくという意思はあるのか。また、周辺自治会や商店街の方々との協力や協働についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「まちの駅

の建設について、御理解いただいていない方もいらっしゃるのは事実でございますが、地元自治会や地元商店街の方から、どのような協力ができるのかという御提案、あるいは位置決定以前から、ぜひここにつくってほしいという地元からの陳情を含めまして、協力は十分いただけると考えております。また、これから話が進んでまいりますと、具体的にどのように共存共栄を図ることができるかということなど、地元関係の方々と話し合いをしていきたいと思っております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、「商工費に、まちの駅の設計業務等を計上されているが、実施設計作成に当たっては、しっかりと市民、関係者、周辺店舗、そして議会とも十分に協議を進めて、共に活気が出るまちづくりの対策をしていただきたい。また、運営主体等については、まだ具体的なものは決まっていないとのことだが、運営主体を選定するに当たっては、市民、議会の方々の幅広い者が含まれた選考委員会等を組織され、しっかりとした運営管理主体を選んでいただき、まちの駅の設計そして建設に当たっていただきたい。さらに、歴史美遊感計画に基づいた歴史的文化財が回遊できるまちづくりを進めていく上で、一極集中にならないように、今後、具体的な対策をだしていただきたい」との賛成討論があり、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、経済委員会所管事項について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に建設委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

25番（山田 如仙君） ただいま議題となっております議案第25号平成20年度防府市一般会計予算中、建設委員会所管事項につきまして、去る3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

当委員会の所管事項につきましては、交通基盤の整備、都市基盤の整備、及び住環境の整備などに係る経費が計上されているものでございます。

各施策の具体的な内容につきましては、予算説明などで述べられていますので、詳細については省略させていただきます。

審査の過程における質疑などの主なものを申し上げます。

はじめに、「新規事業として、橋りょう健全度把握調査委託料が計上されているが、今後の調査実施計画はどのようになっているか」との質疑に対し、「平成20年度から平成23年度の4年間で、市道に719ある橋のうち、375橋について実施する予定です。平成20年度は、15メートル以上の橋、26橋について調査し、以降は、年度ごとに橋

りょうの延長を10メートル以上、5メートル以上、5メートル未満に区切って、実施する予定でございます」との答弁がございました。

また、「勝坂団地解体工事を前年に引き続き実施することだが、現存する建物は今後の使用に耐えられるのか。また、現在入居されている方に対して、住み替えをしていただく交渉は進んでいるのか」との質疑に対し、「勝坂団地につきましては、公営住宅法による耐用年数が既に経過しており、新規の入居は停止しております。現在入居されている方に対しては、ほかの市営住宅に住み替えていただけるよう協議を進めており、全入居者の住み替え終了後、すべての建物の解体を行いたいと考えております」との答弁がございました。

また、「街路事業費の歴史を活かしたまちづくり事業業務委託については、防府市歴史美遊感計画を実現するための業務委託と考えているが、この事業の経緯と、今後の進め方はどうなるのか」との質疑に対し、「平成13年度に、関係省庁や学識経験者等の御協力により、歴みち事業として毛利氏庭園前から国分寺前までの都市計画街路新橋牟礼線整備に着手しました。その完成が近づいたことから、旧山陽道、萩往還道が重複する市道新橋阿弥陀寺線の道路整備を検討しておりましたが、「まちの駅」の建設を含めたより効率のよい事業とするため、まちづくり交付金事業の採択を受けようとするものです。今後につきましては、周辺の住民の方々に事業の御説明をし、景観に対する配慮への啓発に努めてまいります」との答弁がございました。

さらに、「歴史を活かしたまちづくり事業は、全体の整備計画がはっきりと示されないまま進めてこられている。現状では、わかりにくい部分が多いため、まず全体の具体的な整備計画を市民や議会に示した後に、事業に取りかかるべきではないか」との質疑に対し、「事業採択を得るため、なるべく早い時期に、県に対して整備計画を提出する必要がある、それが遅れた場合には、全体の事業に多大な影響を及ぼします。今後、整備計画が承認された後に実施設計を開始しますので、その作成段階においても、皆様方の御意見を十分にお伺いできますので、関係部署とも一体となって事業を進めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案についてお諮りしましたところ、「今年度内に事業申請がない場合は、事業採択が難しいとのことであり、付託案件には賛成するが、今後、まちづくりの進め方に関する事業計画等は、複数の部署に所管を分割することなく、効率的に作業を行うとともに、市民や議会に対してできるだけ早急に提示していただきたい」との賛成討論があり、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 本案については、15番、安藤議員ほか2名の議員から、修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 議案第25号平成20年度防府市一般会計予算のうち、小学校給食調理等業務委託料について、修正案を提出いたします。

修正案及び提案理由につきましては、お手元に配付されております資料のとおりですが、提案理由について補足説明をさせていただきます。

提案理由の第1点としまして、給食は教育の一環であるという条件が十分に満たされてはいないということです。民間業者の提供する食は、確かに安くておいしいものですが、その中には、給食は教育の一環であるという明確な考え方が示されてはおりません。こういう点で、教育委員会の基本的方針と大きな隔たりがあります。したがって、小学校教育は、市が責任を持って行うものであると考えます。

第2点として、食の安全安心についてです。国内の食品偽装問題、あるいは中国における毒物混入問題によって、食の安全安心という点に関心が深まり不安が広がっております。こうした中、学校給食については特に身近にある食材、身近な人たちによる調理が求められようとしております。また、衛生管理、調理員の配置等、文部科学省の基準を遵守できない懸念もあり、食の安全安心に十分な体制が整えられているとは思われません。

第3点として、12月議会における、当案件の修正案の可決以降、今、申し上げた事柄等について、十分時間を取って検討し、関係者に納得いただくということでしたけれども、状況に何ら進展は見られず、むしろ、関係者の間では疑問や不安がさらに広がっている状況にあります。

第4点として、その追い打ちをかけるように、該当する中関・華城小学校からは、子どもたちのために防府市の小学校給食を、これまでどおり市が責任を持つ、直営自校方式で継続する要請書が松浦市長あてに提出されておりますけれども、何とこれには、校長、教頭以外のすべての教職員が署名をされております。この状況を異常と言わず何と言えるでしょうか。多くの父兄も同様の考えを持っていると聞き及んでおります。

こうした要請に対して、どれだけ誠意ある回答を示されたというのでしょうか。とても、教職員、父兄と十分な話し合いをし、納得できる結論が得られているとは思われません。なお、時間をかけて体制を整えてからで十分であると考えます。

最後に、松浦市長は、近年、小学校に出向かれ給食を共にしておられます。純真無垢な

小学生が、給食のおばさんとのきずなを信頼し、愛情を感じながら、本当に安心して食事を取っている姿を目にしておられるはずであります。わずかなコストの削減によって、失われようとしている地域とのきずな、信頼、愛情は、取り戻すことはできません。本来、信頼や愛情といったことを賛否にかけるような案件ではないでしょう。しかし、やむを得ないこの現状、何と嘆かわしいことでしょうか。

以上のことから、議案第25号平成20年度防府市一般会計予算のうち、小学校給食調理等業務委託料減額、予備費を増額、さらに、小学校給食調理等業務委託料、債務負担行為を削除する修正案を提出するものです。

以上です。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について、一括して討論を求めます。4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ただいま議題となっております、議案第25号平成20年度防府市一般会計予算につきましては、日本共産党は修正案には賛成、原案に対しては反対の立場を表明いたしたいと思っております。

まず、修正案についてでございますけれども、賛成の討論を行います。

小学校給食の民間委託につきましては、昨年12月議会で修正案が可決されたばかりでございますが、市は十分な検討もないまま、新年度予算に同様の予算を計上いたしております。まさに、市議会や市民を軽視したものと言わなければなりません。

学校給食は教育の一環でありまして、未来を担う子どもたちに安全でおいしい給食をと、これまでの自校直営方式は、子どもたちや保護者、あるいは市民から大変喜ばれてまいりました。こうしたすぐれた取り組みを、行政改革の名のもとになぜ奪うのか。委託されれば、コストと効率重視の衛生管理が行われ、学校栄養士が直接指示ができず、市の試算でもコスト削減の効果は10年間も出ない。また、調理補助は外食産業と同じで、パートの人は必ずしも免許がなくともできる等々、さまざまな問題がございます。

新年度、対象となった2つの小学校で、校長、教頭を除く、すべての教職員が自校直営方式を継続してほしいという、この署名を市教育委員会に提出されたそうでございますけれども、子どもたちの教育について最も深くかかわってこられた現場の先生方の声を無視してまで、議会が民間委託の予算を通すことはできないと考えております。

よって、この修正案に賛成をいたします。

次に、原案に対する討論を行います。

新年度、当初予算は、対前年度比1.6%減の357億6,800万円となっております。三位一体改革での地方交付税9億円減に見られる、国の地方財政の大幅削減施策の中で、あるいはまた、国のいわゆる構造改革のもと、住民への特に高齢者への大增税と負担増、あるいは医療、介護、障害者への制度改悪、さらにまた、雇用や農業の問題等が深く問題化する中で、今日ほど、地方自治体の役割が問われている時はありません。

新年度予算では、市民から要望の強かった保育料の軽減や妊婦検診の公費負担の増、あるいはまた、学校施設耐震化事業の実施、屋内運動場の増改築事業の推進など予算化されておりまして、評価されるべき点もございますが、行政改革の名において、重要な市民サービスの削減が行われております。例えば、議案第20号で反対討論がされましたけれども、保護者の十分な同意が得られないまま、三田尻、西須賀保育所の民間委託にかかわる予算が計上されております。

「市民が主役の市政」、こういうふうに市長は施政方針で述べられておりますけれども、民間保育所の選定経緯など、まさに市民不在でありまして、公的保育の大幅な後退と言わなければなりません。

また行革では、ごみ収集における祝祭日の廃止は、依然として市民に大きな負担を強いておりますし、学校用務員も民間委託されて、市民サービスの低下は大変著しいものがございます。

福祉面では、生活保護費の母子加算の相次ぐ減額、また特別会計ともかかわりますが、高負担に悲鳴が上がっている国保や後期高齢者医療制度への負担軽減のための施策も、市民要望に応えるものとなっております。貧困と格差の広がりの中で、取り分け低所得世帯への支援策が特に求められておりますけれども、住民の負担は増すばかりでございます。

以上、市民の暮らしを応援し、安心安全のまちづくりを進めていく上でも、最初に述べましたように、前進面もありますけれども、全体としてこの新年度予算には、賛成しがたい旨、討論をいたしたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 議案第25号一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

地方交付税の削減という国の地方切り捨て政策の中で、防府市も厳しい財政運営が強いられております。その中で、新年度予算の中には、私が一般質問で取り上げたJR防府駅エレベーター設置への補助などがありますが、行政改革の中で、民間委託の推進が進められ、全体として問題のある予算であると言わなければなりません。

まず、条例改正で反対をした保育所民間移管や、後期高齢者医療制度に関する経費が計

上されておることでもあります。国保への繰入額が増額するということも、もっと必要性としてあると思います。また、小学校給食の民間委託にかかわる経費が上がっていることも問題であります。

昨年12月議会で、1年間延期し再検討をするため、教育民生委員会の修正報告が本会議で賛成多数で可決された経過がありながら、十分な検討がされずにそのまま提出されたように思われます。委員会の審議では偽装請負との関連から、学校栄養職員が衛生管理責任者として実践してきた衛生管理の日常点検チェックが文部科学省の基準どおりにできなくなること。さらに、文部科学省の定める調理員の配置基準が遵守されない懸念が新たに出てまいりました。

学校給食の偽装請負問題については、これまで議会で兵庫県丹波市や滋賀県湖南市の例を挙げてきましたが、広島県安芸高田市では、広島労働局の是正指導により、昨年、給食センターを請負から労働者派遣に切りかえておりますということをつけ加えたいと思います。また、小学校給食民間委託該当の華城・中関の2小学校では、校長、教頭を除く教職員から、直営の継続を求める要請が出されております。こういった点も、大きな問題であろうと思います。

さらに、図書館の窓口業務を民間委託する経費については、これまで嘱託職員やパート職員、それから委託職員等にかかった経費の倍の委託料が計上されていることにも疑問を感じます。

このほか、これまでも申し上げてまいりましたが、憲法の言う応能負担原則が租税制度のあり方のみならず、地方自治体の市民負担のあり方などにも適用されなければなりません。その点で、消費税を使用料に上乘せすることは問題があります。

以上の点から、原案には賛成しがたい旨、態度表明をいたします。

安藤議員ほかから提出されております修正案については、問題のある小学校給食の民間委託に関する経費を削減するものであり、賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については修正の動議も出されておりますので、まず、修正案について、起立による採決といたします。

本修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第25号の修正案は否決されました。

次に、原案について、起立による採決といたします。

本案については、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 動議を提出いたします。

内容は、議案第25号平成20年度防府市一般会計予算に係る、まちの駅に関し、附帯決議案の動議でございます。よろしく。

議長（行重 延昭君） ただいま13番、大村議員より、議案第25号平成20年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。賛成者は御起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） わかりました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

---

決議第2号平成20年度防府市一般会計予算に関する附帯決議（追加）

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

議会運営委員会委員の皆様方、大変申しわけございませんが、第1委員会室に至急御参集ください。暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時29分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第2号議案第25号平成20年度防府市一般会計予算に対する附帯決議案を議題といたします。

ここで、附帯決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午前 11 時 30 分 休憩

---

午前 11 時 31 分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、提出者から、提案理由の説明を求めます。13番、大村議員。

〔13番 大村 崇治君 登壇〕

13番（大村 崇治君） 決議第2号平成20年度防府市一般会計予算に関する附帯決議について、提案説明申し上げます。

観光交流施設まちの駅については、先ほどの経済・建設委員長報告にもありましたとおり、3月中に事業認可申請を提出しなければ、事業採択は困難となるスケジュールになっているにもかかわらず、その基本構想、基本計画がいまだ作成されておらず、十分な検討もされておられません。

以上のことを踏まえ、平成20年度一般会計予算の執行に当たっては、左記事項に留意すること。

1、実施設計の策定に入る前に、市民、関係者、議会と十分協議を諮ること。

右、決議する。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第2号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第26号平成20年度防府市競輪事業特別会計予算

（総務委員会委員長報告）

議案第 27 号平成 20 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 29 号平成 20 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 31 号平成 20 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算

議案第 33 号平成 20 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 34 号平成 20 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 35 号平成 20 年度防府市老人保健事業特別会計予算

議案第 36 号平成 20 年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第 37 号平成 20 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 28 号平成 20 年度防府市索道事業特別会計予算

議案第 30 号平成 20 年度防府市青果市場事業特別会計予算

(以上経済委員会委員長報告)

議案第 32 号平成 20 年度防府市公共下水道事業特別会計予算

議案第 38 号平成 20 年度防府市水道事業会計予算

議案第 39 号平成 20 年度防府市工業用水道事業会計予算

(以上建設委員会委員長報告)

議長(行重 延昭君) 議案第 26 号から議案第 39 号までの 14 議案を一括議題といたします。まず、総務委員会に付託されておりました、議案第 26 号について、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

[総務常任委員長 松村 学君 登壇]

8 番(松村 学君) さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第 26 号平成 20 年度防府市競輪事業特別会計予算につきまして、去る 3 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

予算の内容につきましては、歳入で車券発売金収入を 126 億 5,000 万円と見込むとともに、歳出では、開催に伴う経費を計上しているものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「平成 18 年度決算の審査時に焦点となった、ファンサービスのお茶、自動湯茶接待機について、その後の対応はどうか」との質疑に対し、「昨年 12 月に、自動湯茶接待機に係るお茶の原液の購入契約を合意解除いたしました。湯茶の無料サービスは全国の競輪場で実施しており、多くの競輪ファンの方が望んでおられます。既存の設備は老朽化が進み、多額の回収経費がかかるため、現在、暫定的に場内の 4 店舗の食堂が設置する自動販売機をお借りして提供しています。新年度には、市として、新たに 4 台程度の自動販売機を設置し、ファンサービスの向

上を図りたいと考えています」との答弁でございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました、議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号及び議案第37号について、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第27号、議案第29号、議案第31号及び議案第33号から議案第37号までの特別会計予算につきまして、去る3月12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

最初に、議案第27号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

本会計の概要は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、世帯数1万7,470世帯、被保険者数2万8,640人となるなど、前年と比べ世帯数、被保険者数とも減少いたしており、1人当たりの年間療養給付費は約23万円と見込まれております。

また、本年度から保険料は基礎賦課額と介護納付金賦課額に、新たに、後期高齢者支援金等賦課額を加えたもので算出されているものです。

保険料のうち、介護納付金賦課額の保険料率及び賦課限度額については据え置きとなっておりますが、基礎賦課額については、改正政令の施行に伴い賦課限度額の見直しと料率の改定を行い、また、後期高齢者支援金等賦課額については、新たに負担することとなったものです。

歳入では、保険料・国庫負担金及び交付税措置等による一般会計繰入金や決算見込みによる繰越金などが計上されているものです。

一方、歳出では、前年度実績及び被保険者数等を勘案しての保険給付費や国の基準に基づき算定された、老人保健拠出金などが計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「後期高齢者医療制度の創設に伴い被保険者が移行されたが、保険料の仕組みの中で計算すると、防府市の場合、国民健康保険料が上がるということだが、どういう状況なのか」との質疑に対して、「国民健康保険料は、平成19年度までは4万2,500人の被保険者で負担していただいておりますが、平成20年度は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行されたため、約2万8,000人程度の被保険者

で負担していただくこととなります。また、応益応能割でございますが、平成20年度は、応能割が52%、応益割が48%程度で算出いたしておりますが、当初賦課でこの応益割が45%を切りますと、低所得者の方への軽減措置が適用されなくなりますので、若干ゆとりをもって見ております」との答弁がございました。

また、「平成19年度に比べ、国民健康保険基金からの繰入金が増えているが、基金の残高はどうなっているのか」との質疑に対し、「国民健康保険基金の額は、平成19年度当初は、約1億5,700万円でしたが、決算見込みにより1億円を取り崩しました。また、平成20年度には5,000万円を取り崩す予定でございますので、残額は約740万円でございます。厚生労働省の標準的な基準によると、基金保有額は過去3年間の一般療養費の平均額の5%を保有しておくことが適当であるということでございますので、防府市の国保規模では、約3億円程度の基金額が妥当ということになりますが、基金残高がわずかであり、国民健康保険特別会計は、大変厳しい運営を強いられております」との答弁がございました。

また、「他市では、一般会計から法定外の繰り入れを行っているところもあるようだが、市ではどのように考えているのか」との質疑に対して、「法定外の繰り入れについては、県内では3市が行っていると聞いています。法定外の繰り入れは、基本的には市民の皆様の税金を投入し、国民健康保険加入者のためにだけ使わせていただくこととなりますので、基本的には法定外の繰り入れは考えておりません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険料が上がるということであるが、国民健康保険加入者は、これ以上の負担は耐え切れないと悲鳴を上げている状況であるため、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第29号平成20年度防府市と場事業特別会計予算につきまして御報告申し上げます。予算の内容といたしましては、前年とほぼ同様に計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「消費税が賦課されているため、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第31号平成20年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、新たな貸付事業はなく、既貸付金の元利償還分が計上さ

れているものでございます。

委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に議案第33号平成20年度防府市駐車場事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、前年とほぼ同様に計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「消費税が賦課されているため、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第34号平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、前年とほぼ同様に計上されているものでございます。

委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第35号平成20年度防府市老人保健事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、医療制度改革により本年度から75歳以上の高齢者等が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、老人保健事業は平成19年度で終了となりますが、医療費等に関する過年度経理を行うための予算が編成されているものです。

歳入では、支払基金交付金、国・県支出金、及び一般会計からの繰入金を計上するとともに、歳出では、前年度実績を勘案しての、医療給付費及び医療費支給費等が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第36号平成20年度防府市介護保険事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、保険事業勘定とサービス事業勘定に区分されております。

歳入では、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、サービス収入等が計上され、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費において必要見込み額が、サービス事業費においては、ケアプラン作成等にかかる経費が計上されているものでございます。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「介護保険は、制

度をつくるときに、保険料という形で新たに国民に負担を求めており、この制度ができたときから、国、県・市の福祉関係の負担が減り、国民の負担が増えたことから承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

最後に、議案第37号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、医療制度改革により、75歳以上の高齢者が新たに創設される後期高齢者医療制度に移行することに伴い、各種申請の窓口業務や保険料の徴収等、市が行うべき業務に必要な経費が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「後期高齢者医療制度は、国民への負担の転嫁を図る制度であるため承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認をした次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計予算の8議案につきましては、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、経済委員会に付託されておりました、議案第28号及び議案第30号について、経済委員長の報告を求めます。中司経済委員長。

〔経済常任委員長 中司 実君 登壇〕

24番（中司 実君） さきの本会議におきまして、経済委員会に付託となりました議案第28号及び議案第30号の各特別会計予算につきまして、去る3月13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号平成20年度防府市索道事業特別会計予算につきまして御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、歳入で、運賃収入、財産運用収入、一般会計からの繰入金などを計上し、歳出では、運転経費や乗客の安全対策及び施設の点検整備等に要する経費を計上しているものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「平成20年度が、開業50周年ということで、利用者の増を図りたいとの説明にもかかわらず、運賃収入を見ると前年度と同じ1,725万円の予算額であるが、どの程度の利用者を増やそうとしているのか。また、どのような記念事業を計画され誘客を図るのか」との質疑に対して、「予算では、平成17年度の有料乗車人員である1万8,700人ぐらいの人数に戻したいと考えております。運賃収入の実績といたしましては、平成18年度、19年度の運賃収入が約1,200万円ございましたので、本年度は、開業50周年に当たることから、記念

事業等を実施し、また一層のPR等を行い、利用者の増に努めてまいりたいと考えております。記念事業といたしましては、年度間を通してのフォトコンテスト、8月と9月の中旬までの、金・土・日曜日に夜間運転を実施するとともに、来年3月末には50周年記念イベント等を考えております。さらに、つつじまつり、観月会等に例年以上に力を入れていきたいと考えております。また、新年度は、誕生月にロープウェイを往復利用される方の運賃割引としてバースディ割引を行い、利用された方には記念品を贈呈しようと考えております」との答弁がございました。

また、「この記念事業を、どのような形で市民や市外の方に宣伝をしていかれるのか」との質疑に対して、「市民には、ポスター・チラシ、あるいは学校への案内等を含めて例年以上に努めてまいります。市外の方につきましては、協議中ではございますが、周南市に相互の観光事業のPRについて相談しております。さらにこれを発展させて、周辺の市にも呼びかけていきたいと考えております。また、今年度、近隣の小・中学校には春の誘客ポスターを送りたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「50年という節目の年でありながら、予算的には十分でなく、今までの延長線上の取り組みでは、利用者を平成17年度の水準に持っていくのは難しいと考えられるので、案内看板、展望台、駐車場の整備等を含めて、50年、新たに出発していく年にしていきたい」との要望もありました。

次に、議案第30号平成20年度防府市青果市場事業特別会計予算につきまして、御報告申し上げます。

予算の内容といたしましては、歳入で、市場使用料や一般会計からの繰入金などを計上し、歳出では、市場管理費及び公債費などを計上しているものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「平成25年で地方債償還が終了した後に、事業の民間委託等について考えがあるのか」との質疑に対して、「市場の民間委託等については、現時点では卸売市場法に基づき運営しており、許認可・規制・監督等々は開設者で行うことになっておりますので、難しいと考えおります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしました結果、2議案とも全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計予算の2議案について、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員会に付託されておりました、議案第32号、議案第38号及び議案第39号について、建設委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

25番(山田 如仙君) ただいま議題となっております議案第32号、議案第38号及び議案第39号の3議案について、去る3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第32号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

予算の主な内容といたしましては、処理区域拡大を図るための幹線管渠の整備に伴う経費や、公的資金保証金免除繰り上げ償還に伴う経費等が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑といたしましては、「勝間ポンプ場建設工事負担金が5,000万円計上されており、雨水対策、高潮対策事業として、今後、県と合併施工とのことだが、総事業費や防府市の負担予定額、事業完了予定はどうなっているか」との質疑に対し、「総事業費といたしましては、約50億円から60億円で、そのうち市が負担する部分は約10億円程度と見込んでおり、平成29年度に事業完了予定となっております」との答弁がございました。

また、「下水道事業債が、前年度に比べ大幅な増額となっているが、その要因は何か」との質疑に対し、「大きく2点の要因があり、まず、1点目としては利払いの圧縮を目的に、公的資金保証金免除繰り上げ償還のための借りかえを行うことにより、歳入、歳出ともに増加しているものでございます。2点目といたしましては、地域再生基盤強化交付金の充当率が下がったことによるものです。この交付金事業は、通常の補助事業と異なり、事業終了時点で50%の充当率となればよいもので、平成17年度から5年間の事業として実施しておりますが、過去3年間の充当率が60%以上であったため、平成20年度は31.3%としたことにより、一般財源部分に充当される下水道事業債の額が増加したためでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところで、本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第38号平成20年度防府市水道事業会計予算、議案第39号平成20年度防府市工業用水道事業会計予算について一括して御報告申し上げます。

水道事業会計予算の主な内容といたしましては、送水管、配水管の布設及び布設替に係る経費、漏水対策に係る経費や、平成19年度からの継続事業で、老朽化した人丸水源地の改良工事を行うための経費等が計上されているものでございます。

また、工業用水道事業会計予算につきましては、協和発酵工業株式会社防府工場との合意事項に基づき、引き続き、日量1万5,000立方メートルの安定供給に努めるとの説

明がございました。

審査の過程における主な質疑といたしましては、「水道事業会計において、退職者不補充等により、人件費が削減されているとのことだが、今後の計画はどのようになっているのか」との質疑に対し、「新年度以降も外部委託を計画的に行うことにより、それに見合う人件費の削減を進めていく予定でございます」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところで本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、3議案について御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） これより、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ただいま議題となっております14の議案のうち、日本共産党は、議案第27号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計予算と、議案第37号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算及び議案第38号平成20年度防府市水道事業会計予算の3つの議案に、反対の態度を表明をいたします。

まず、議案第27号の国保特会ですが、これは、4月実施予定の後期高齢者医療制度に伴い、国保特会から後期高齢者支援金等を、支払基金を通じて、県広域連合へ支出することになります。このため、先ほどの議案第22号国民健康保険条例中改正で反対討論がされましたように、限度額の3万円の引き上げと、すべての世帯で保険料の値上げが行われます。

事例も紹介されましたが、今でさえ所得の1割を超える負担に苦しんでいる家庭に、さらなる負担増は耐えがたいものでございます。滞納すれば、医療費全額自己負担の資格証明書が発行されております。全国的にも、医療機関にかかれず、手おくれになった場合も報告されており、これは直ちにやめるべきだと考えます。

65歳以上の世帯は、新年度から、年金から天引きで、また特定健診のペナルティーも実施が検討をされております。国保加入者にこれほどの負担を新たに強いる国保特会には、賛成しがたい旨、討論をいたします。

次に、議案第37号でございますが、これは議案第15号の条例制定で反対をいたしました内容が予算化されておりますので、後期高齢者医療事業特別会計予算については反対

をいたします。

最後に、議案第38号水道事業会計でございます。昨年、12月議会でも議論になりましたが、新年度からの当直時における水道施設運転管理等業務委託につきましては、偽装請負の問題もあり反対をいたしました。

市の行革委員会で示された水道局職員の大幅削減計画の内容につきましては、十分な説明もされぬままに、こうした業務委託が進められていくことに極めて疑問を感じます。

水道事業は、水質の安全管理、資源・水質の保全、あるいは料金などについては、個人情報もあり、極めて高い公共性が求められます。安全で必要な水を供給するのが水道事業の目的でありまして、それは利潤追求にはなじまないものだと考えます。

よって、議案第38号には、反対の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 21番、藤野議員。

21番（藤野 文彦君） ただいま議題となっております、議案第38号平成20年度防府市水道事業会計予算について、賛成しがたい旨を表明します。

本予算、1款水道事業費用1項営業費用4目総係費の委託料には、平日夜間、土・日、祝日、年末年始休暇等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等の経費が計上されております。

さきの12月議会での一般質問で申し上げましたように、水道事業は市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、また、地域社会における経済・産業の発展を根幹から支えている、極めて重要な環境系社会基盤施設であります。1年365日24時間体制で、職員が責任を持って、安心安全で正常な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務だと考えます。

ただ、ただ、職員の削減や民間委託をすることが行政改革ではなく、職員が持っている技術の継承と、さらなる士気の向上を求めるのが真の行政改革ではないかと考えます。

よって、議案第38号については、反対の討論といたします。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 新年度、2008年度の特別会計予算の議案中、議案27号から30号、32号、33号、36号から39号の10議案について、反対の立場から討論をいたします。

まず、第27号の国保特別会計については、国民健康保険条例の審議で反対をしまして後期高齢者医療制度にかかわり保険料負担が増額され、限度額を引き上げることが前提となった予算であるということ。また、以前から主張しているように、一般会計からの繰り入れを増やして保険料の軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

36号の介護保険特別会計についてであります。介護保険の導入は、国、地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを介護保険料という形で国民、市民の負担増に転嫁する増税そのもので、今後さらに国民、市民の負担が増加することは明らかであります。また、一昨年の法改正によって利用の制限がされたり、さらに改悪しているのを承認しがたいものであります。

第37号の後期高齢者の特別会計は、先ほど条例制定の議案で反対したとおりのものであり、反対をいたします。

その他の7会計につきましては、一般会計で述べました消費税にかかわるものがあり反対をいたしますが、このうち、第38号水道事業特別会計においては、当直業務の民間委託をする内容となっておりますが、第1に、12月議会での私の予算質疑で、「水道事業に関する経験を有するものが従事する」と答弁されておりますが、1月に発表された入札仕様書ではこれを緩められ、この議会審議の中では、6人中4人が上水道事業の経験がないことも明らかとなり、委託そのものに疑問があります。

第2に、偽装請負の懸念がいまだに払拭されておられません。

第3に、個人情報のセキュリティー対策が十分なのか懸念があり、反対をいたします。以上です。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 議案第38号平成20年度防府市水道事業会計予算に反対をいたします。

予算に、施設運転管理等業務委託料が計上されていることでございます。以下、3点ほど、その理由を述べさせていただきます。

1点目ですが、さきの本会議での同僚議員の質疑で、請負労働者6名のうち、2名については実務経験もあり資格も保有していますが、4名については実務経験もなく資格も保有していないことが判明しました。2名1組で実務に入りますので、ワンペアは2名とも実務経験もなく、資格も保有していない請負労働者になります。平常時は問題ないと思いますが、異常事態が発生したときの処置が冷静に、そして的確にできるのか、大いに不安が残るところでございます。

2点目ですが、当直と日直との業務引き継ぎは綿密に行わなければなりません。綿密に行おうとすればするほど偽装請負に近づきます。逆を言えば、偽装請負を回避するには、当直と日直との業務引き継ぎは綿密に行ってはならないこととなります。この二律背反するこのジレンマがある以上、健全な企業経営はできません。

3点目ですが、請負先のヴェオリア・ウォーター・ジャパンは、技術力の高い企業と聞

いていますが、防府市水道局に送り込まれる請負労働者は先ほど言ったとおりで、資格保有者率は33%に過ぎません。このような人事管理をしている企業を、市民の命と生活に直結する最重要のライフラインを担う水道事業のパートナーとして受け入れて、ほんとに大丈夫なのかと、大いに不安になるところでございます。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております14議案中、議案第27号から議案第30号、議案第32号、議案第33号及び議案第36号から議案第39号の10議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。まず、議案第38号については、委員長報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

次に議案第27号及び議案第37号の2議案については、委員長報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第27号及び議案第37号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に議案第28号から議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第36号及び議案第39号の7議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第28号から議案第30号、議案第32号から議案第33号、議案第36号及び議案第39号の7議案については、原案のとおり可決されました。

次に議案第26号、議案第31号、議案第34号、議案第35号の4議案については、関係常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号、議案第31号、議案第34号及び議案第35号の4議案については、原案のとおり可決されました。

議案第41号防府市議会委員会条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第41号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。26番、久保議員。

〔26番 久保 玄爾君 登壇〕

26番（久保 玄爾君） 議案第41号防府市議会委員会条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、防府市事務分掌条例の改正に伴う、所要の改正を行うもの、及び所要の条文整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

---

決議第1号市民生活を支える道路整備財源の安定的な確保を求める要望決議

議長（行重 延昭君） 決議第1号を議題といたします。提出者の補足説明を受けます。13番、大村議員。

〔13番 大村 崇治君 登壇〕

13番（大村 崇治君） 決議第1号市民生活を支える道路整備財源の安定的な確保を求める要望決議について、提案説明申し上げます。

配付資料のとおり、暫定税率延長を含む税制改正関連法案が、現在、国会審議中でございます。全国自治体でも主要幹線をはじめ、生活道整備に至る安定的な財源確保が不可欠です。本市においても、毎年、道路財源を上回る一般財源を投入しております。お示しのとおり、法案を年度内に成立させ、安定した財源の確保、道路整備臨時交付金制度の継承、

地域間格差のない財源の確保などを求める要望決議をするものです。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） この決議案に反対をいたしたいと思ひます。

御承知のように道路特定財源は、今後10年間にわたって総額先にありき、こういうことで道路財源の絶対量を確保しようとするものであります。その核心となっております道路中期計画となるものは、10年間で実に59兆円という、まさに国家財政の1年分に当たるような膨大な金をつぎ込むものであります。

しかし、その積算根拠は極めてあいまいであります。中身は、バブル期に計画された1万4,000キロの高速道路建設に加え、約7,000キロの大型道路や第二の東京湾横断道路、第二関門橋、4本目の本四架橋など、むだ遣いの典型である巨大プロジェクトを中心としたものであります。

一方、住民が切実に求めている通学路の整備やバリアフリー化、防災対策、これらをあわせても全体の1割程度にしかありません。生活に必要な道路建設が遅れてきたのは、むしろ、この道路特定財源という仕組みそのものに問題があるからであります。これを一般財源化して、地方に財源を交付税等で回し、地方が用途を自由に選択できるようにすること。住民の声を反映させて、緊急で必要性のあるところを中心に道路整備を進める、こういう方向に切りかえる必要があると考えるわけであります。

今、各種の世論調査によりましても、国民の7割以上が、この道路特定財源の維持に反対しております。にもかかわらず、我が市議会があえてこの維持を決議することは、議会としての見識を問われることになると思ひます。

よって、このような決議はすべきでないことを申し上げて、反対の討論といたします。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 道路特定財源問題については、暫定税率を廃止し、本来の税率分は一般財源化し、福祉や教育などにも使えるようにすべきものとの考えから、要望決議に反対をいたします。

そもそも、道路特定財源は自民党の議員立法によって成立し、74年4月から緊急かつ計画的な道路整備と称して上乗せの暫定税率が導入され、その後、2度に渡って引き上げられてまいったものであります。

もちろん、この要望決議の前段に書かれておりますような内容、あるいは国交省の道路の中期計画素案には、国民の暮らしに欠かせない、また、安全確保対策の施策も入っております。しかし、その予算化に、道路特定財源が不可欠ではないし、ましてや上乗せ税率は不要であると考えます。

また、ガソリン税などが二重課税となっていることも問題があると思います。税金に5%の消費税が既にかかっております。原油に対する需要の高まりと、巨額な投機資金の流入によって原油が高騰し、それを価格転嫁できない運送業界や市民生活は苦しさを増しております。既に暫定税率の上乗せの必要はなくなってきております。本来の趣旨にのっとして、期限延長はすべきではないと考えます。

そもそも、三位一体改革で地方交付税などを大幅に削減して、地方財政を苦しめておるのは政府与党であります。政府与党が、地方をだしにしてこのような決議をするということは問題があると考え、反対をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。決議第1号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議員派遣について

議長（行重 延昭君） 次に、議員派遣についてお諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び防府市議会会議規則第156条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

---

#### 常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成20年第1回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後 12時18分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年3月24日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 重 川 恭 年